

東京海洋大学学術機関リポジトリ(TUMSAT-OACIS)運用指針

平成19年10月2日

第3回研究推進委員会承認

(目的)

第1 東京海洋大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において作成された学術研究成果等を収集し、東京海洋大学学術機関リポジトリ(TUMSAT-OACIS: Tokyo University of Marine Science and Technology Open Access Collection of International and Scholarly Papers)（以下「OACIS」という。）に恒久的に電子的形態で蓄積・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(管理・運用)

第2 OACISの管理・運用は本学情報処理センターとの連携のもとに東京海洋大学附属図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(提供者)

第3 OACISに学術研究成果等を提供することができる者（以下「提供者」という。）は次のとおりとする。

- 一 本学に在籍する、または在籍したことがある教職員(非常勤講師を含む)及び学生
- 二 その他、本学図書館長（以下「図書館長」という。）が認めた者

(学術研究成果等の要件)

第4 OACISにより公開することができる学術研究成果等は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 一 提供者が単独または他と共同で作成した本学在籍中の学術研究成果等であること。
- 二 知的財産権に係る法令及び本学の規程等が遵守されていること。
- 三 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
 - イ 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項
 - ロ 情報セキュリティに関する事項
 - ハ 守秘義務に関する事項
- 四 その他公開することについて問題が生じないものであること。

(利用許諾)

第5 提供者は、OACISにおいて行う次の各号に掲げる行為については、無償で許諾を与えるものとする。

- 一 学術研究成果等を複製し、OACISを構築するサーバに格納すること。
- 二 ネットワークを通じて複製物を不特定多数に公開すること。
- 三 保存及び利用の便宜のために必要に応じて、複製・媒体変換を行うこと。

(登録)

第6 提供者は所定の公開許諾手続きに従って、学術研究成果等を図書館に提供するものとする。

第7 提供する学術研究成果等の著作権が複数の者に帰属する場合、提供者は他の著作権者に対し、第5条及び第9条で定める要件をあらかじめ告知し、同意を得ておかなければならない。

(公開)

第8 図書館は公開にあたり、OACISに提供された学術研究成果等をネットワークを通じて利用する者（以下「利用者」という。）に対して、著作権法を遵守した利用を行うよう注意する旨を周知しなければならない。

(著作権)

第9 学術研究成果等がOACISに登録された後も、著作権は図書館に移転することなく、原著作権者の元に留保される。

(利用)

第10 利用者は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(公開の解除)

第11 図書館は次のいずれかに該当する場合、OACISに提供された学術研究成果等の公開を解除することができる。

- 一 提供者が理由を付して解除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合。
- 二 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、図書館長が解除を決定した場合。
- 三 その他図書館長が特に認めた場合。

(免責事項)

第12 本学は、OACISに提供された学術研究成果等を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(雑則)

第13 この指針に定めるもののほか、OACISの運用に関し必要な事項は、別に定める。